

資料 1 2019 年の私立学校法改正における政府答弁

○柴山国務大臣 私立学校法においては、理事長を含む理事により構成される理事会は、学校法人の業務を決し理事の職務の執行を監督することとされており、理事長は学校法人を代表しその業務を総理することとされております。また、学長については、学校教育法において、校務をつかさどり職員を統督するとされております。これらの規定に基づいて、学校法人の意思決定機関は理事会である一方、学長は教育・研究活動全般について責任を負うということが読み取れるかと思えます。

(2019 年 4 月 10 日、衆議院文部科学委員会)

○白間政府参考人 御指摘の、法律に基づきます理事会と学長の役割分担についてでございます。まず、理事会については、私立学校法の規定に基づきまして、理事会が学校法人の意思決定機関であるということとされております。また、学長については、学校教育法の規定に基づきまして、大学における教学面の事項について学長が職務権限を有するというようにされております。具体的に申し上げますと、例えば学校教育法において学長が決定することとされている学生の入学、卒業や学位の授与、こういったことについては教学面の事項であるというふうに考えられます。一方で、キャンパスの整備ですとか学校運営にかかわる基本方針など、学校法人全体の経営にかかわる事項については理事会において決定すべき事項である、このように考えており、いずれにしても、理事会が大学において行われる教育、研究の個別の内容について決定することができる権限関係とはなっていない、このように考えております。

(2019 年 4 月 10 日、衆議院文部科学委員会)